

ふれ愛定期預金

(2024 年 6 月 1 日現在)

1. 商品名	ふれ愛定期預金
2. ご利用いただける方	・当金庫で公的年金を現に受給されている方 ・当金庫へ公的年金受給口座の指定替えをされた方 ・当金庫へ公的年金受給を今後指定予約される方（原則 6 か月以内に公的年金を受給される方） ＊年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金等を言い、企業年金、私的年金は含まれません。 ＊当金庫へ公的年金受給を指定予約される場合、所定の用紙を提出していただきます。
3. 取扱期間	取扱期間に定めはございません。
4. 確認書類	・当金庫で公的年金を現に受給されている方の場合、確認書類は不要です。 ・当金庫へ公的年金受給口座を指定替えされる場合、裁定請求書の写し等で公的年金受給口座を指定替えされることを確認させていただきます。
5. 預金種類	「スーパー定期預金」または「大口定期預金」
6. 預入期間	1 年 （元金継続型）
7. 預入限度額	1 人 2,000 万円以内
8. 預け入れ方法	
(1) 預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) 預け入れ金額	スーパー定期預金……………1 円以上 1,000 万円未満 大 口 定 期 預 金……………1,000 万円以上
(3) 預け入れ単位	1 円単位
9. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
10. 利息	
(1) 適用金利	・預入額に応じて、「スーパー定期預金」または「大口定期預金」預入期間 1 年ものの預け入れ時の店頭表示金利に 0.15%を上乗せした金利を適用いたします。 ・上乗せ金利は、初回満期日までの預入期間に限らせていただき、満期日以降は、満期日当日の「スーパー定期預金」、「大口定期預金」預入期間 1 年ものの店頭表示金利を適用いたします。 ＊ただし、満期日時点で本商品を継続して取扱っている場合は上乗せ金利を適用いたします。 ・上乗せ金利は、金利情勢の動向により期間中であっても変動することがあります。
(2) 利払い方法	・満期日以降に一括してお支払いいたします。
(3) 計算方法	・付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。
11. 税金	・20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%）

	＊ 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ＊ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。（大口定期預金は除きます）なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。						
12. 手数料	—————						
13. 付加できる特約条項	マル優の取扱いができます。（大口定期預金は除きます）						
14. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	・ 満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <table border="1"> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr> <tr> <td>6か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td></tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率						
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
15. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。						
16. 金利情報の入手方法	金利については窓口でお問い合わせください。						
17. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 電話番号 0120-480-975 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-rokin.or.jp						
18. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談した場合）	・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫業務統括部またはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務統括部またはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時						
19. その他参考となる事項	・ 一部払い戻しはお取り扱いできません。						

新潟県労働金庫